

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和4年6月27日時点】

| テーマ | 支援の概要 | | | 問い合わせ先 |
|---------------|-----------------------|------|--|--|
| 新たなビジネスモデルの展開 | ポストコロナ対応商品開発等支援事業費補助金 | 内 容 | 県内中小企業者等が実施する、コロナ禍による消費者ニーズの変化やポストコロナ時代の到来を見据えた地域資源を活用した新商品・サービス開発などを支援 ○補助対象者 県内に本社を置く中小企業者・団体・組合等 ○補助対象 ①高付加価値加工食品の開発に係る事業 ②健康や衛生関連製品の開発に係る事業 ③デジタル化に対応した商品やサービスの開発に係る事業 ④巣ごもり商品・サービスの開発に係る事業 ○採択件数(予定) 15件程度 | 愛媛県 経済労働部 経営支援課 TEL:089-912-2484 |
| | | 補助率等 | 補 助 率…補助対象経費の 1/2以内(上限:250万円) 補助対象経費…機械装置・工具器具費、試作開発費、委託費(デジタルマーケティング費を含む)、市場調査費、産業財産権等関連経費、原材料費、その他県が必要と認める経費 | |
| | | 受付期間 | R4. 6. 1~R4. 7. 29 | |
| | 新ビジネスモデル展開促進事業費補助金 | 内 容 | 愛媛県商工会連合会が実施する、商工会・商工会議所が認めた経営計画に基づく新ビジネスモデルの展開に対する事業者支援への補助 ○補助対象者 県内に事業所がある中小企業者 ○補助要件 商工会・商工会議所が認めた経営計画に基づいて実施する新たなビジネスモデルの展開を目的とした事業費総額75万円(税抜)以上の事業 ※ 同一事業について国、県、市町の補助を受けているものは対象外 ○採択件数(予定) 600件程度 | 新ビジネスモデル展開促進補助金事務局 TEL:089-994-8316 及び 各商工会・商工会議所 |
| | | 補助率等 | 補 助 率 対象経費の 2/3以内(上限100万円) 補助対象経費 機械装置費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金・旅費、車両購入費、設備処分費、委託費 | |
| | | 受付期間 | (公募開始) R4. 6. 27 (申請期限) R4. 8. 26 | |

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和4年6月27日時点】

| テーマ | 支援の概要 | | | 問い合わせ先 |
|-------------------|----------------------------------|------|---|---|
| 感染リスクの低減 | 愛顔の安心飲食店認証事業 | 内 容 | 県民等が安心して利用できる飲食店を県が認証するとともに、認証店を積極的にPR。 また、認証店の感染対策を利用者が評価し、県は必要に応じて指導・助言を行う。 (対 象) 県内に所在する飲食店（食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等） (認証基準) ・業界団体策定のガイドラインを遵守 ・県作成のチェックリスク全項目について適切な対策を実施 (そ の 他) ・認証店が感染対策マネジメントリーダー（要認定）を設置した場合、感染対策に取り組むための経費として5万円/店舗を支給（1回限り） | 愛顔の安心飲食店 認証制度事務局 TEL:089-945-3280 |
| | | 認証期間 | 1年間 | |
| | | 受付期間 | (愛顔の安心飲食店認証事業) R3.5.27～ (感染対策マネジメントリーダー) R3.7.9～ | |
| コロナで離職・休業した人への支援 | トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症トライアルコース） | 内 容 | 新型コロナウイルス感染症の影響で離職した者をトライアル雇用により雇い入れる事業主に対して、雇用者1人当たり月最大4万円（短時間労働の場合は2.5万円）を最長3か月助成 | 愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370 |
| 受付期間 | トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内 | | | |
| コロナ禍における人材の確保への支援 | 中小企業人材マッチング緊急支援事業 | 内 容 | コロナ禍における県内中小企業の人材確保を支援するため、ホームページ等による非接触型の求職活動への転換を進めるとともに、県内外のコロナ離職者やUターン就業希望者、新規学卒等の未内定者に情報を発信する。 (支援内容) 愛媛の求人・移住総合支援サイト「あのこの愛媛」内に求人情報や職業相談窓口等の情報がワンストップで閲覧できる「特設支援ページ」を開設 | 愛媛県 経済労働部 産業人材課 TEL:089-912-2509 |
| | 外国人材受入緊急支援事業 | 内 容 | 県内の事業所において外国人材を雇用する中小企業等が負担する入国時待機に係る経費を補助する。 | 調 整 中 |
| | | 補助率等 | 対象経費の1/2以内を補助 ・宿泊費用…外国人材1人当たり75千円 ・移動費用…1補助対象事業者1回当たり15千円 | |
| 申請期間 | 調 整 中 | | | |

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和4年6月27日時点】

| テーマ | 支援の概要 | | 問い合わせ先 |
|---|--|---|---|
| 従業員の雇用維持・両立支援  | 雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例) | 内容 新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持のために実施した一時的な雇用調整(休業、教育訓練又は出向)に係る経費助成 助成率：中小企業：対象経費の 4/5～10/10、大企業：対象経費の 2/3～10/10 受付期間 原則、判定基礎期間（賃金締切期間等）終了後2か月以内 | 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999 愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370 |
| | 産業雇用安定助成金 | 内容 労働者の雇用を維持するために行う在籍型出向に要する経費助成（出向元と出向先双方）（運営経費） 中小企業：4/5又は 9/10 中小企業以外：2/3又は 3/ 4 ※ 上限額(出向元・出向先の合計) 12,000円/日（初期費用） 1人当たり10万円又は15万円(出向元・出向先双方) ※ 要件を満たすことで上乗せ・加算 受付期間 支給対象期の末日の翌日から2か月以内 | 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999 愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370 |
| | 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金 | 内容 新型コロナウイルス感染症の影響による休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた事業主に対して、その支給率に応じて休業手当総額の1/10以内の額を上乗せ助成（上限：1事業所当たり年 100万円） ①国の支給率 2/3 → 国支給決定額の3/20を助成 ②国の支給率 3/4 → 国支給決定額の2/15を助成 ③国の支給率 4/5 → 国支給決定額の1/ 8を助成 ④国の支給率 9/10 → 国支給決定額の1/18を助成 等 受付期間 R4. 4. 1～（愛媛労働局長の支給決定通知がR4. 3. 1以降であること） | 《雇用調整助成金等》 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999 愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370 《雇用調整助成金支給決定後》 愛媛県 経済労働部 産業人材課 TEL:089-912-2505 |
| | 両立支援助成金 介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例） | 内容 新型コロナウイルス感染症対応のため、家族を介護する必要がある労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、1人当たり20又は35万円（有給取得日数による）を助成（上限：5人） ※1 制度の規定化及び社内での周知、当該休暇を合計5日以上取得させることが必要。 ※2 対象期間はR4. 4. 1～R5. 3. 31 申請期限 介護のための有給休暇（新型コロナウイルス感染症対応）の取得日数が5～10日 → 当該休暇の取得日数が合計5日を経過する翌日から2か月以内 介護のための有給休暇（新型コロナウイルス感染症対応）の取得日数が10日以上 → 当該休暇の取得日数が合計10日を経過する翌日から2か月以内 | 愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL:089-935-5222 |

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和4年6月27日時点】

| テーマ | 支援の概要 | | | 問い合わせ先 |
|---------------|----------------------------|--|---|---|
| 従業員の雇用維持・両立支援 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 | 内 容 申請期間 | 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所を含む）に通う子ども、新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成 ※1 対象労働者1名につき、対象労働者の日額換算賃金額（上限あり）×有給休暇の日数 ※2 対象期間はR3. 8. 1～R4. 6. 30 特別有給休暇の取得日（R4. 4. 1～ 6. 30）…R4. 8. 31 | 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター TEL:0120-603-999 |
| 経営課題の解決支援 | ポストコロナ総合支援拠点CONNECTえひめ | 内 容 相談申込方法 | 資金繰りや経営改善等の企業が抱える経営課題の解決や、事業承継や新事業展開等による経営力強化、デジタル化や脱炭素化等のポストコロナに向けた新しい取組みなど、県内企業の様々な経営課題に関する相談を一元的に受け止め、各専門家へ取り次ぎ、適切かつ継続的な支援を行う。 下記により事前に相談受付を行い、相談日程及び実施方法を調整した上で相談 ①電話による申し込み ②専用ホームページによる申し込み ③窓口（松山商工会議所内）による申し込み | CONNECTえひめ TEL:089-986-6003 URL: https://connect-ehime.com/consultants-form.html |
| 資金繰りの支援 | 緊急経済対策伴走支援枠金融支援事業 | 内 容 限度額 融資期間 受付期間 保証料率 | 県内中小企業者が、県の融資制度「緊急経済対策特別支援資金伴走支援枠」を借り入れる際の保証料補助（対象者） ① セーフティネット保証4号の認定を受けた者（売上高が前年同期比20%以上減少） ② セーフティネット保証5号の認定を受けた者（売上高が前年同期比5%以上減少し、国が指定する不況業種に該当する）であって、次のいずれかに該当する者 ・売上高等減少率が15%以上であること ・売上高等減少率が15%未満であって、最近1か月間に対応する前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること ③ ①②に該当しない者であって、次のいずれかに該当する者 ・最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ・最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること 6,000万円 10年以内（うち据置期間5年以内） R4. 4. 1～R5. 1. 31（10ヶ月） 事業者が信用保証協会に支払うべき下記の保証料のうち0.20%を補助 対象者①②…0.20%、対象者③…0.20～1.15% | 愛媛県 経済労働部 経営支援課 TEL:089-912-2480 FAX:089-912-2479 |

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和4年6月27日時点】

| テーマ | 支援の概要 | | | 問い合わせ先 |
|---|--------------------------|---------|--|--|
| 資金繰りの支援  | 新事業創出金融支援事業 | 内 容 | 創業者及び事業承継者が、県の融資制度「新事業創出支援資金」を借り入れる際の保証料補助 | 愛媛県 経済労働部 経営支援課 TEL:089-912-2480 FAX:089-912-2479 |
| | | 限 度 額 | 新事業 3,500万円 事業承継（運転5,000万円・設備1億円） | |
| | | 融 資 期 間 | 運転資金：7年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金：10年以内（うち据置期間1年以内） | |
| | | 保証料率 | 事業者が信用保証協会に支払うべき下記の保証料の全額を補助 ※ 新事業については、信用保証協会の利用残高がない方に限る 新事業…0.80%、事業承継…0.16～1.72% | |
| | 県制度融資「緊急経済対策特別支援資金」（通常枠） | 内 容 | 県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合の運転資金及び借換資金に対する融資支援 | 愛媛県 経済労働部 経営支援課 TEL:089-912-2480 FAX:089-912-2479 |
| | | 限 度 額 | 運転資金（企業5,000万円・組合1億円） 借換資金（企業8,000万円・組合1.6億円） | |
| | | 融 資 期 間 | 運転資金：7年以内（うち据置期間1年以内） 借換資金：10年以内（うち据置期間1年以内） | |
| | | 融 資 利 率 | 年1.50% | |
| | | 保証料率 | 年0.35～1.72% | |
| | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 対 象 者 | 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者の設備資金及び運転資金に対する融資支援 融資利率：融資後3年目までは基準利率-0.9%（上限：中小企業事業3億円、国民生活事業6,000万円） ※ 中小企業基盤整備機構からの利子補給により、当初3年間は実質無利子 | (株)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505 |
| | | 限 度 額 | （中小企業事業） 6億円 （国民生活事業）8,000万円 | |
| | | 融 資 期 間 | 設備資金：20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金：20年以内（うち据置期間5年以内） | |